

1. 改正の概要

- ・税の滞納等に対して課される延滞税および延納等に対して課される利子税について、その割合の計算方法が変わり、割合が引下げられます。
- ・税の還付等に対して付される還付加算金についても同様に計算方法が変わり、その割合が引下げられます。

区 分		(割合はすべて年率) 改正前		(割合はすべて年率) 改正後		
		計算方法	割合	計算方法	参考割合(※4)	
延滞税	①	納期限を過ぎた場合 (②、③を除く)	—	14.6%	特例基準割合(※3)+7.3%	9.3%
	②	納期限後2ヶ月以内等	基準割引率(※1) + 4.0%	4.3%(※2)	特例基準割合+1.0%	3.0%
	③	事業廃止等の納税猶予等の場合 (全額免除の場合を除く)			特例基準割合	2.0%
利子税(主なもの)		(7.3%を超える場合には 7.3%が上限)	特例基準割合(※5)	特例基準割合		
還付加算金			特例基準割合			

- (※1) 基準割引率とは、日本銀行法に定める商業手形の基準割引率のことをいい、毎年その前年の11月30日現在の割合を用いて計算する。
- (※2) 改正前の4.3%の割合は平成24年11月30日現在の基準割引率(0.3%)を用いて計算している。
- (※3) 特例基準割合とは、銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月の平均として財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合をいう。
- (※4) 参考割合は、上記(※3)の貸出約定平均金利の年平均を1%と仮定して計算している。
- (※5) 相続税・贈与税の利子税の割合が7.3%に満たない場合には、「利子税の割合(本則)×特例基準割合/7.3%」で算定した割合とする。

○平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用される。

○地方税における延滞金等についても、同様の見直しが行われる。

2. 実務上の留意点

- ・現在の低金利の状況に合わせ、事業者等の負担を軽減する観点等から見直しが図られた。なお、延滞税については、早期納付を促す観点から、納税猶予等の場合を除き特例基準割合に一定の割合(7.3%または1%)が加算される。

1. 改正の概要

- ・相続税・贈与税の利子税の割合が年7.3%に満たない場合の利子税の割合は、「利子税の割合(本則) × 特例基準割合/7.3%」で算定した割合に引き下げられます。
- ・特例基準割合とは、銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月の平均として財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合をいいます。

1 相続税の延納に係る利子税

(割合はすべて年率)

主な区分	対象	延納期間 (最高)	改正前	
			本則	特例利子税率(※3)
75%以上	不動産等の価額に対応する税額	20年	3.6%	2.1%
	動産等の価額に対応する税額	10年	5.4%	3.1%
50%以上75%未満	不動産等の価額に対応する税額	15年	3.6%	2.1%
	動産等の価額に対応する税額	10年	5.4%	3.1%
50%未満	立木に対応する税額	5年	4.8%	2.8%
	立木以外の財産に対応する税額	5年	6.0%	3.5%

(割合はすべて年率)

改正後
参考割合(※4)
0.9%
1.4%
0.9%
1.4%
1.3%
1.6%

- (※1) 不動産等とは、不動産、不動産の上に存する権利、立木、事業用減価償却資産並びに特定同族会社の株式及び出資をいう。
- (※2) 不動産等の中に計画伐採立木又は特別緑地保全地区等内にある土地がある場合には、延納期間・利子税割合について上記表とは別の特例がある。
- (※3) 改正前の特例利子税率は、平成24年11月30日現在の基準割引率(0.3%)を用いて計算している。
- (※4) 参考割合は、貸出約定平均金利の年平均を1.0%と仮定して計算している。(下記2の相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税の計算においても同じ。)

2 非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税

対象	改正前	
	本則	特例利子税率
納税猶予期限の確定した猶予税額	3.6%	2.1%

改正後
参考割合(※4)
0.9%

2. 実務上の留意点

- ・平成26年1月1日以後の期間に対応する利子税について適用される。

1. 改正の概要

・医療機関の概算経費による所得の特例計算について、適用を受けることができる者の範囲が縮小されます。

【概算経費の適用対象者】

改正前	改正後
社会保険診療に係る収入が年5,000万円以下の者	社会保険診療に係る収入が年5,000万円以下の者 かつ 自由診療を含めた医業に係る収入が年7,000万円以下の者(改正)

○個人は平成26年分以後の所得税に適用される。

○法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・医療機関の概算経費による所得の特例計算とは、所得の計算上、実額の経費に代えて概算の経費を収入から控除することができる制度である。概算経費は、社会保険診療に係る収入に対しその収入の額に応じた概算経費率を乗じて計算される。
- ・当該制度は小規模な医療機関の事務処理負担の軽減等を目的として設けられた制度であるが、自由診療収入が多額にあり必ずしも小規模とは言えない医療機関においても適用を受けられるケースがあったため、適用要件の見直しが図られた。
- ・個人、法人を問わず、適用制限の対象となる。